

大阪府営業時間短縮協力金（第2期）のご案内

◆ 概要

緊急事態宣言の延長に伴い、**令和3年2月8日から2月28日の21日間**、**営業時間短縮の要請**（以下「要請」）に全面的にご協力いただいた**飲食店等**に対し、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止及び事業継続を目的に**営業時間短縮協力金**（以下「協力金」）を支給します。

◆ 対象者(支給要件)

次のいずれも該当する事業者が対象です。

- ①大阪府内に要請対象施設（店舗）（以下「店舗」という。）を有すること。
※裏面の「対象施設及び施設内容」をご確認ください。
- ②感染拡大予防ガイドラインを遵守し、大阪府の要請にご協力いただいていること。
※通常営業時間が午前5時から午後8時までの店舗は、本協力金の支給対象外となります。

第2期 対象緊急事態宣言期間

2月8日 開始		2月28日 開始	
第1期	時短要請（休業も含む）遵守期間		支給額 126万円 （1日あたり6万円×21日分）
	ステッカー登録・掲示済み 		

※令和3年2月8日から2月28日までの間に、開店もしくは閉店した事業者も対象になる場合があります。
詳しくは下記リンク先より、大阪府ホームページをご確認ください。

◆ 申請方法

パソコン・スマートフォンで申請いただけます。大阪府ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認くださいのうえ、大阪府営業時間短縮協力金申請システムにアクセスし、申請してください。

大阪府営業時間短縮協力金（第2期）大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyoushikantansyuku2/index.html>



【申請受付期間】 それぞれ別途申請が必要です！ ご注意ください！

○第1期：令和3年2月8日（月曜日）から**3月22日（月曜日）**まで（まもなく締切!）

○第2期：令和3年3月8日（月曜日）から4月19日（月曜日）まで

※オンライン申請ができない方は郵送申請がご利用いただけます。

（郵送については府ホームページ、又は裏面の問合せ先までお問い合わせください。）

◆ 対象施設及び要請内容

対象施設	要請内容
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む） 喫茶店（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	【営業時間短縮】 午前5時から午後8時を要請 ※ただし酒類の提供については 午前11時から午後7時まで

【営業時間短縮要請等について】

時短要請等コールセンター

☎ 06-4397-3268（平日のみ午前9時から午後6時）※ 土日及び祝日は対応していません。

◆ 協力金の申請方法について

大阪府営業時間短縮協力金申請システム（パソコン・スマートフォンから）

①利用者登録
（事業者として登録）
マイページを作成

②マイページから
申請内容入力

③要件確認
・店舗情報
・ステッカー情報
・誓約事項等

④必要書類を
添付

大阪府へ申請（オンライン）
4月19日（月曜日）まで

⑥協力金の支給
（申請いただいた口座に振り込み）

審査の結果、適正と認められる場合

⑤申請内容の審査
（申請内容や書類の不備等が
あれば訂正申請の依頼）

※ 注：大まかな流れですので、申請の際は必ず大阪府ホームページや募集要項をご確認ください。

協力金の不正受給は**犯罪**です！

大阪府では、府民からの多数の情報提供により各行政機関等と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。

虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。

◆ お問い合わせ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター

☎ 06-6210-9525（平日・土曜日のみ午前9時から午後7時まで）

※日曜日及び祝日は対応していません。